

(6) 新たな危機事象

児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、事件・事故・自然災害のみならず、例えば、情報機器を介した犯罪被害も発生しています。また、テロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案や学校への犯罪予告等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要です。

①弾道ミサイルの発射

弾道ミサイルが発射され、飛来する可能性がある場合は、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」）等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

なお、避難訓練など国民保護に係る取組を実施する際には、保護者、児童生徒に対し、例えば、Jアラートによる情報伝達や緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付けるといった避難訓練の趣旨を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分配慮してください。

【事前の危機管理】

- 連絡体制の整備
- 教職員の役割分担の明確化
- 状況に応じた避難方法、避難場所等の確認

【危機発生時の危機管理】

- 様々な場面における避難行動
- 情報収集・児童生徒の安否確認
- 授業の取扱い（臨時休業、始業時刻遅延）判断及び保護者への伝達

【事後の危機管理】

- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有

②学校に対する犯罪予告

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

万が一、爆破予告等の情報等があった場合には、児童生徒を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応を行いましょう。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、日頃から、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

【事前の危機管理】

- 警察等関係機関との連携体制の構築
- 安全点検の実施（備品管理の徹底も含む。）
- 校内情報伝達体制の整備

【危機発生時の危機管理】

- 警察、教育委員会等に通報・報告
- 情報収集・児童生徒の安全確保
- 警察等の指示に基づく対処

【事後の危機管理】




- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有

③野生動物の出没

近年、野生動物が人里に出没する事案が多く発生しており、人身被害等が発生しております。学校の敷地内や児童生徒が登下校中の通学路に出没する可能性も否定できません。学校周辺における目撃情報があった場合などは、近づいたり、刺激したりすることのないよう指導するとともに、警察や自治体等と連携した対応を行いましょう。

また、学校においては、野生動物が近寄りにくい環境を整えておくことも被害を防ぐためには効果的です。

◆ 情報収集先

	情報収集先	URL	QRコード
弾道ミサイル	○国民保護ポータルサイト 【内閣官房】	http://www.kokuminhogo.go.jp/	
	○国民保護室・国民保護運用室 【総務省消防庁】	https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-15.html	
野生動物被害	○栃木県の動物出没情報 【株式会社ガッコム】	https://www.gacom.jp/safety/area/p9/animal	

弾道ミサイルの発射への対応

令和〇年〇月版

【対応方針】

- 有事に備え、連絡体制や校内体制の整備を図り、児童生徒や保護者に周知する。
- ミサイル配備や発射(発射の恐れを含む。)があった際の状況に応じた行動が取れるように訓練等を行う。
- 児童生徒の安否確認や保護者への引渡しの方法について確認し、児童生徒の安全確保を図る。

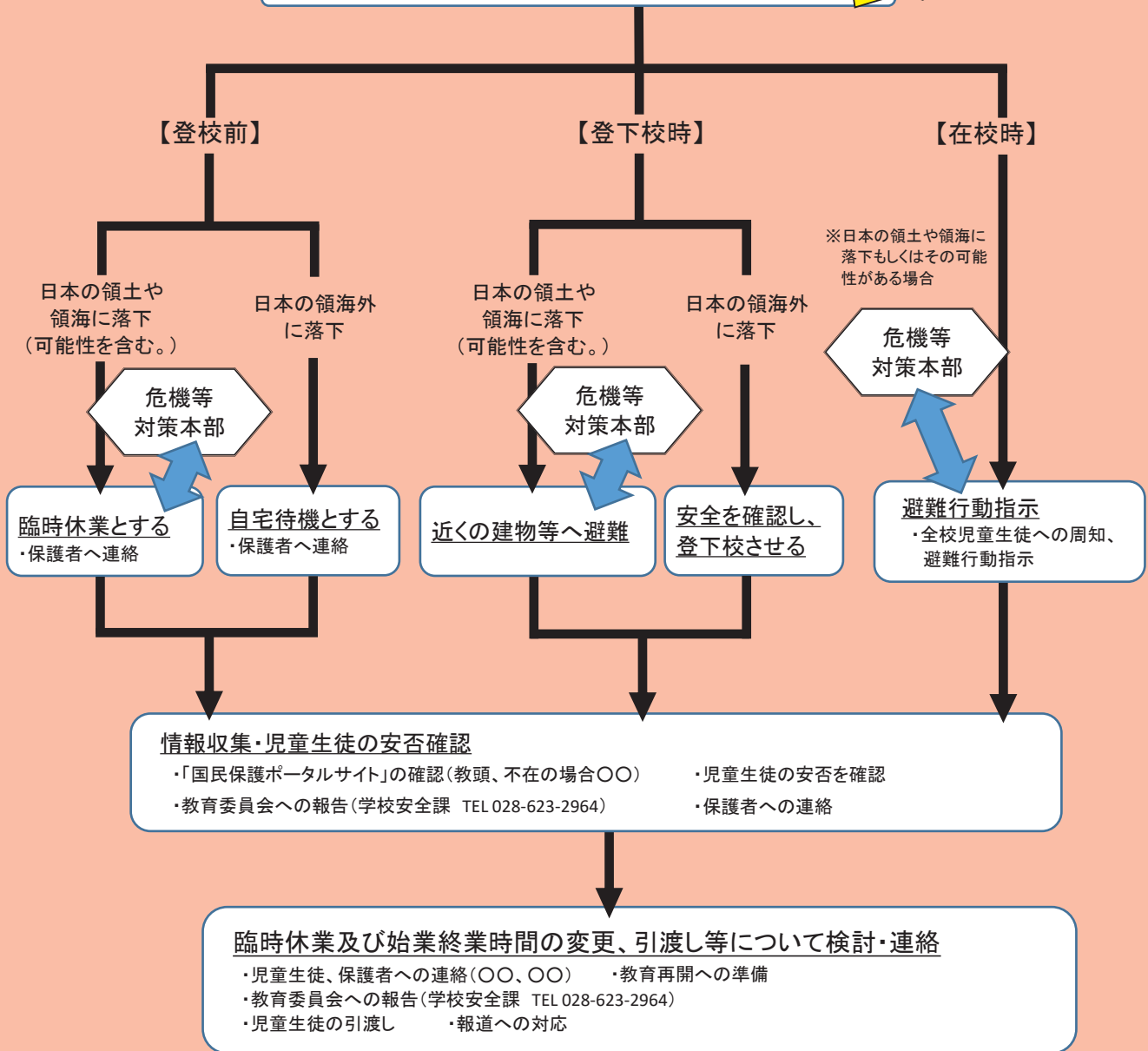
【事前の危機管理】

- 児童生徒、保護者等への連絡体制の整備
- 緊急時における教職員の役割分担の明確化
- 状況に応じた避難方法、避難場所等の確認
- 避難訓練の実施

【発生時の危機管理】

危機等発生!

ミサイル発射情報・避難の呼びかけ(Jアラート)



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(弾道ミサイルの発射)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	学校における危機管理体制の整備	<p>◆危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒、保護者、教職員及び関係機関（警察、消防、教育委員会等）との連絡体制を整備し、教職員に周知する。 ○緊急時における各教職員の役割（情報の収集・発信、避難誘導等）を明確にし、円滑に行動できるようにするとともに、危機管理マニュアルの実効性が高まるよう整備する。 <p>◆児童生徒の安全確保の方策についての共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○状況（登校前、登下校時、在校時等）ごとに避難方法や避難場所等を確認し、速やかな行動が取れるよう避難訓練を通じて指導する。 ○緊急時における児童生徒の引渡し方法等について確認しておく。
	児童生徒への指導・保護者への周知	<p>◆速やかな避難行動指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要な知識や考え方を伝え、緊急時には情報収集に努め冷静に行動できるよう指導するとともに、緊急時には保護者や学校に自己の安否情報を伝えるよう指導する。 <p>◆行動方法や学校の対応等の保護者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○Jアラートに係る対応や連絡方法等について、通知等により保護者に周知するとともに、緊急時における学校と家庭との連絡方法を複数確保しておく。 ※児童生徒、保護者を必要以上に不安にさせることがないよう配慮する。
発生時の危機管理	様々な場面における避難行動	<p>◆学校にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教室等、校舎内にいる場合は窓からなるべく離れ、床に伏せたり、机の下に入ったりにして頭部を守る。校舎外にいる場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。 <p>◆校外活動中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○頑丈な建物や地下等に直ちに避難するよう誘導する。 ○自由行動中など教職員がすぐそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前指導しておく。 ○そのとき入手した情報に基づき児童生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。 ○スクールバス等に乗車している場合は、ガソリンに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難するか、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動を取る。なお、車外に出ることが危険と判断される場合には、車内で姿勢を低くし頭部を守ることも考えられる。 <p>◆自宅にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全確認ができるまで待機し、身の安全を確保する行動ができるよう指導する。
	臨時休業や始業終業時間の変更	<p>◆平常どおりの判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上空通過の情報や領海外への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味することから、日常生活に戻って登校を開始することが可能である。 <p>◆臨時休業等の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ○判断の際には、「国民保護ポータルサイト」等で情報を収集し判断する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。

学校に対する犯罪予告への対応

令和〇年〇月版

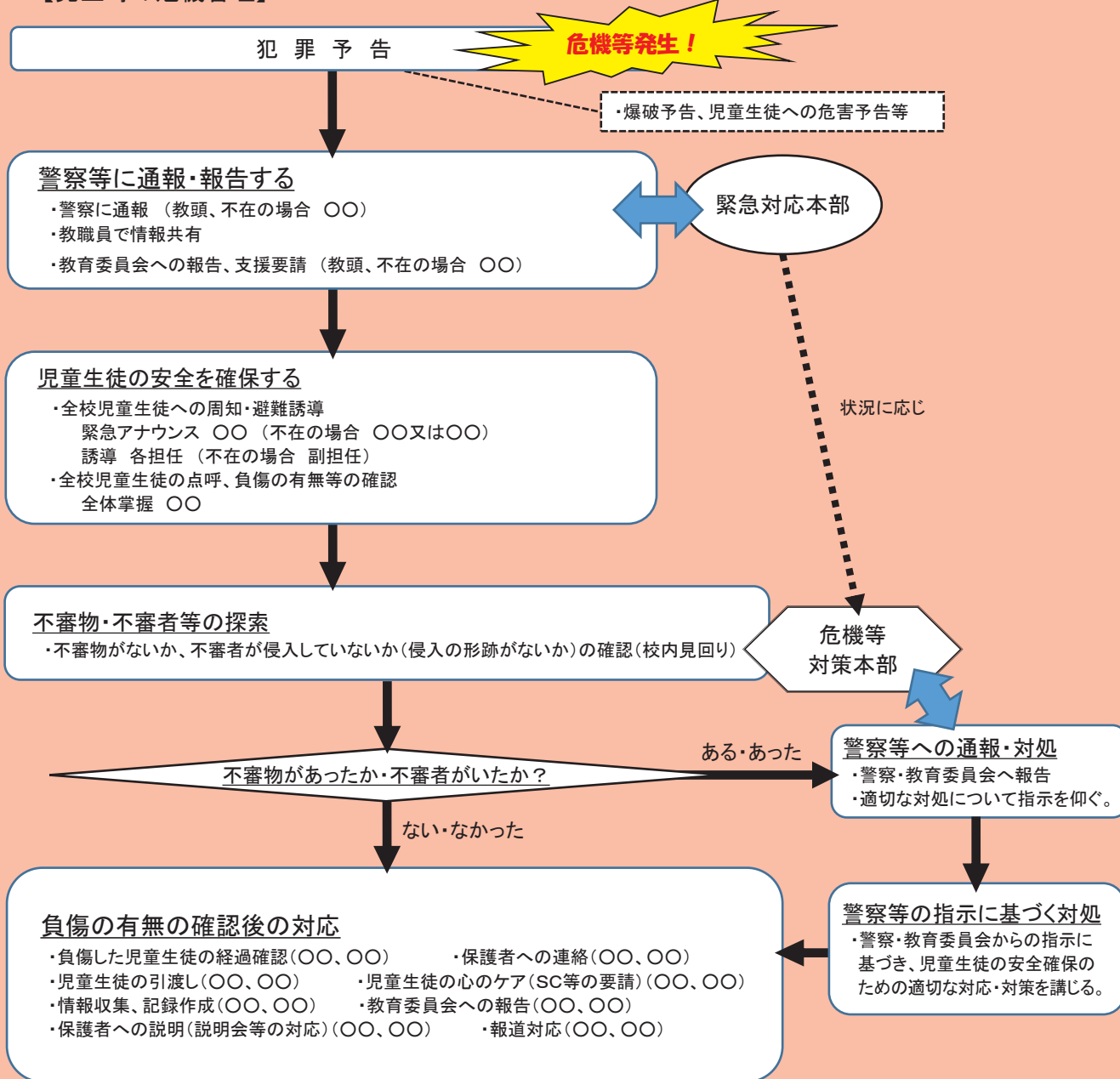
【対応方針】

- 警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- 不審物がないかなど、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、安全点検等を実施する。

【事前の危機管理】

- 警察等関係機関との連携体制の構築
- 定期的・臨時的・日常的な安全点検の実施
- 備品管理の徹底
- 出入口の施錠
- 栃木県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認
- 校内情報伝達体制の整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 不審者情報の収集（逮捕情報等）
- 関係機関への報告書作成
- 危機対応の検証
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアル及びヒヤリハット事例の反映

マニュアル作成の留意事項(学校に対する犯罪予告)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	警察等関係機関との連携体制の構築	<p>◆警察との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から警察との連絡体制を構築しておく。 <p>◆近隣学校等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。
	防犯の視点による安全点検の実施	<p>◆防犯の視点による施設・設備の点検例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不審者侵入防止用の設備 ○警報装置、監視システム、通報機器等の作動 ○避難経路の複数確保 ○出入口の施錠状態 ○通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）
発生時の危機管理	児童生徒の安全確保	<p>◆安全な場所への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察等へ通報・報告すると同時に、必要に応じて児童生徒の安全を確保する。その際、児童生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。
	情報共有と収集	<p>◆速やかな情報共有と収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪予告に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や教育委員会へ通報し、指示や情報を得ることに努める。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

野生動物の出没への対応

令和〇年〇月版

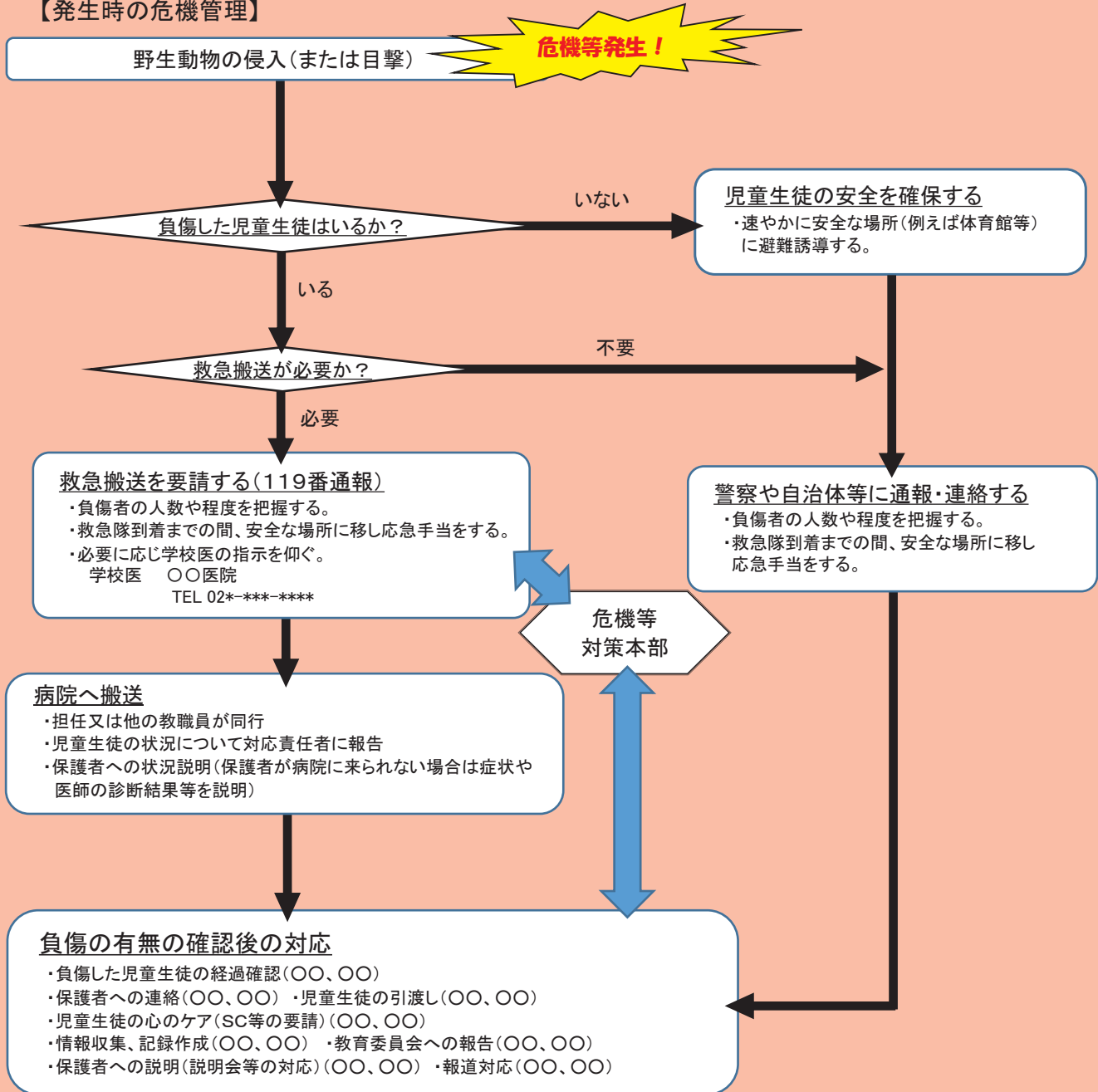
【対応方針】

- 野生動物による児童生徒への被害(怪我等の人身被害や病原体の侵入)を防ぐ。
- 野生動物の校内への侵入を防止するため、学校環境の整備に努める。

【事前の危機管理】

- 学校環境の整備
- 警察や自治体との連携体制の構築
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 野生動物の特性の理解
- 近隣に存在する野生動物の把握

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(野生動物の出没)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	警察等関係機関との連携体制の構築	<p>◆警察との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野生動物の侵入があった場合、警察や自治体等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から連絡体制を構築しておく。 <p>◆近隣学校等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の学校等にも影響がある場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。
	学校環境の点検・整備	<p>◆野生動物侵入防止の視点による施設・設備の点検例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野生動物侵入防止用の設備 ○避難誘導経路の複数確保 ○校舎内侵入防止のための施錠状態 ○誘引物（生ゴミ、廃棄野菜、農場資材等）の除去・整備
発生時の危機管理	児童生徒の安全確保	<p>◆安全な場所への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察や自治体等へ通報・連絡すると同時に、必要に応じて児童生徒の安全を確保する。その際、児童生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。
	情報共有と収集	<p>◆速やかな情報共有と収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1目撃者は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や自治体等へ通報し、指示や情報を得ることに努める。
	負傷者がいる場合	<p>◆同行者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者がいた場合は、応急処置をするとともに、必要に応じて救急搬送を要請する。病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果、病院での保護者とのやりとり内容、児童生徒の翌日の対応（入院か、通院か、学校に来られるのか、様子を見て決める等）を確認する。その内容を、対応責任者に報告する。 ○保護者に学校の状況を聞かれる場合もあるため、対応責任者から情報を収集し、保護者に伝える。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

4 個別の危機への対応(特別支援学校)

特別支援学校においても、これまで触れた個別の危機等については同様に対応していくことが大切ですが、特別支援学校は様々な障害を持つ児童生徒が在籍しているほか、幼稚部から高等部まで設置されているものもあり、一人一人の障害の状態や発達の段階等を踏まえた対応が求められます。

こうした留意点は作成の手引においても特記されているところであり(作成の手引 P.48)、これらに十分に留意しながら対応していくことが大切です。

ガイドブックでは、生活安全及び交通安全の面において、特別支援学校特有の危機等を取り上げ、危機等発生時の対応等について記載します。

(1) 生活安全(学校管理下の事故)

①健康被害につながる事故(誤飲等)

特別支援学校においては、児童生徒が教材等を口に入れて誤飲することなどもあり、健康被害につながる事故の防止に特に注意する必要があります。

事故防止に向けては、児童生徒の障害種の特性や発達の段階を十分に踏まえながら、一人一人に起こりうる危機等を予測し、教材や薬品等の日々の管理や、複数の教職員による教室等の安全確認を徹底するとともに、教職員間の役割分担等を明確にして休み時間等においても安全管理が行き届くようにすることが大切です。

【事前の危機管理】

- 児童生徒の障害種の特性や発達の段階等の把握
- 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制

【危機発生時の危機管理】

- 現場への急行
- 救急搬送要請

【事後の危機管理】

- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有

(2) 交通安全(交通事故)

①スクールバス搭乗中の事故

スクールバスの運行においては、交通事故や突発的に発生する児童生徒の急病等に対処するため、事前に交通事故が多発している場所やバス停までの通学方法、児童生徒の健康状態等を把握しておくなど、安全対策を行う必要があります。また、交通事故等の発生によりスクールバスが運行不能となった場合を想定し、学校や保護者等への連絡体制や代替の移動手段等についても整備しておく必要があります。

ガイドブックでは、スクールバス搭乗中に事故が発生した場合を想定したフローを例示することとします。

【事前の危機管理】

- 交通事故多発箇所の把握
- 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制



【危機発生時の危機管理】

- 事故の発生情報の収集
- 現場への急行
- 救急搬送要請

【事後の危機管理】

- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有

◆ 情報収集先

	情報収集先	URL	QRコード
健康被害	○健康危機・健康被害への対応 【厚生労働省】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000043237.html	
交通事故	○事件事故マップ「ルリちゃんパトロールまっぷ」 【栃木県警】	https://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_tochigi/infopage.html	

健康被害につながる事故(誤飲等)への対応

令和〇年〇月版

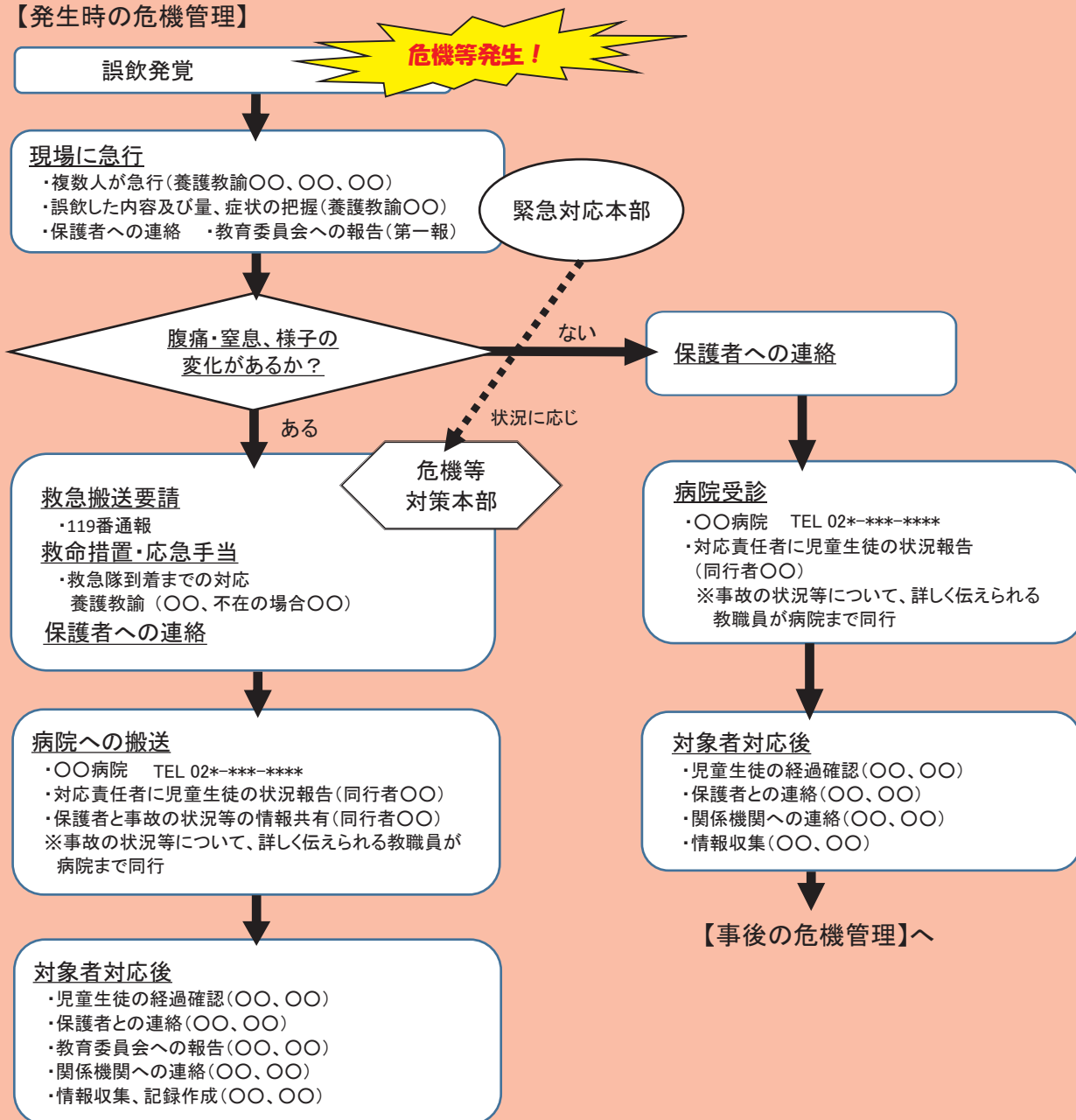
【対応方針】

- 児童生徒を迅速に救護する。
- 関係機関等と連携し事故の再発防止策の改善を図る。

【事前の危機管理】

- 教職員間の共通理解及び情報共有
- 日常的な教室等の点検
- 児童生徒の様子把握
- かかりつけの病院や地域医療機関との連携
- 危機発生時の対応訓練
- ヒヤリハットの把握

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(健康被害につながる事故(誤飲等))

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	地域医療機関との連携体制(搬送先(病院))の確認	<p>◆事前の体制確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害を持つ児童生徒の場合、かかりつけの病院があるため普段から児童生徒のかかりつけの病院の情報を収集し、確認しておく。 ○かかりつけの病院が学校から遠く救急搬送が困難な例もあるため、学校近くの病院と連携をとれるように体制を整える。
発生時の危機管理	現場への急行	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誤飲等の事故は、授業中だけでなく、学校行事や校外活動中もあるため、発生した場合は、複数の教職員で向かい、現状確認し、他の児童生徒が不安な状態にならないよう安全な場所に誘導するなど、安全を確保する。
	救急搬送要請	<p>◆地域医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関と連携をとり、危機等発生時に、搬送できるよう体制を整えておく。 ○障害のある児童生徒の場合、薬の影響による不調や体質的に合わない薬品があるなど、搬送先病院で処置がスムーズに行われない場合も想定されるため、児童生徒のかかりつけの医療機関の把握、障害の種に応じた処置が可能な医療機関との連携をとり、児童生徒の安全を図る。
	保護者との連携	<p>◆保護者への説明及びかかりつけ医等への受診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誤飲等の事故では、すぐに不調が現れることがない場合もあります。この場合、保護者と連絡を取り、誤飲等の事故の可能性があることを説明しておく。 ○経過を観察することも大切ですが、事故の疑いのあるままにせず、児童生徒のかかりつけの病院などに児童生徒を連れていき、事故の有無を確認する。
事後の危機管理	継続的な心身のケア	<p>◆心身のケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○事故による影響で、児童生徒の心身の不安定な状態を招く場合が想定されるため、学校内のみならず、家庭での様子を確認できるよう保護者との連携、医療機関への相談などの対応がとれる体制を整えるようにする。 ○児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

スクールバス搭乗中の事故への対応

令和〇年〇月版

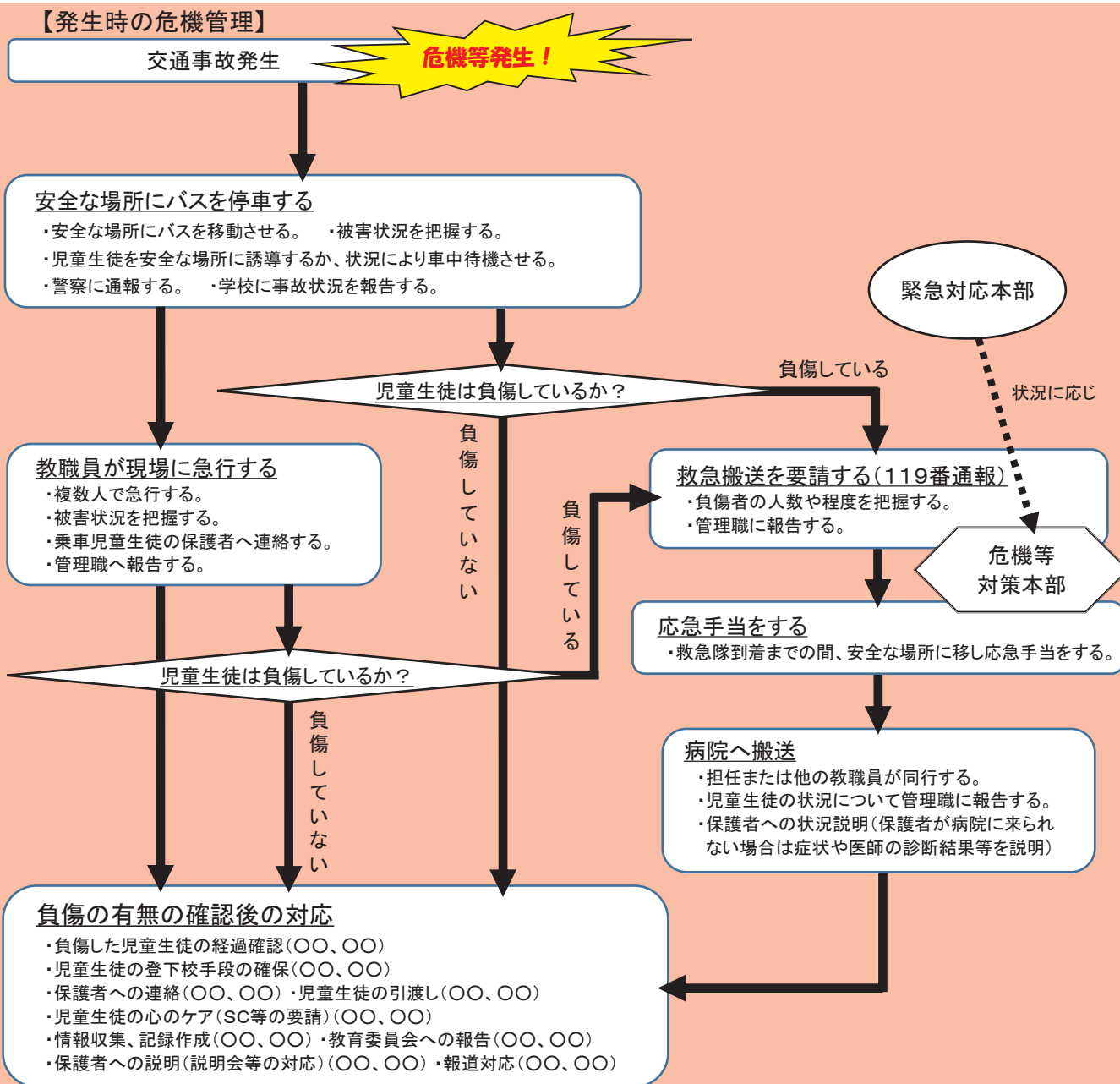
【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒を迅速に救護する。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策の改善を図るとともに、児童生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- バスの安全点検
- 交通事故多発箇所の把握
- 送迎場所の安全確認
- 委託業者との危機発生時の対応マニュアルの確認
- 保護者への引渡し方法の確認
- スクールバス運行不能時の代替交通手段の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 負傷した児童生徒の経過確認
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(スクールバス搭乗中の事故)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	交通事故多発箇所の把握	<p>◆危険箇所の共通理解</p> <p>○事故が多発している危険箇所を教職員のみでなくバス運転手や介護職員にも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。</p>
	保護者への引渡し方法の確認	<p>◆連絡体制の整備</p> <p>○危機等が発生した際は、児童生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。</p> <p>○学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法(引渡し方法)を確認し、児童生徒の安全を確保する。</p> <p>○事故によりスクールバスが使用できなくなる場合もあるため、その際の登下校方法も保護者と確認をしておく。</p>
発生時の危機管理	現場(病院含む。)への急行	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <p>○事故の情報が入った場合、現場に急行し、被害の拡大を防ぐため、児童生徒を事故現場から離し、安全を確保する。</p> <p>○心身の状態が不安定になっている児童生徒への対応や児童生徒の健康状態の確認を行う。</p> <p>○負傷した児童生徒がいて既に救急車等対応済みの場合は、病院に急行し、児童生徒の心身の状態を確認し、対応責任者へ報告する。</p> <p>○事故の状況をできる限り警察等などに確認し、対応責任者へ正確な事故の状況を報告する。</p>
	負傷者確認後の対応	<p>◆本部の設置</p> <p>○事故が発生した報告があった場合は、「緊急対応本部」を設置し対応する。</p> <p>○事故の状況が明確になり、負傷者等がいる場合は、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」を設置し、役割にしたがって対応する。</p> <p>○負傷した人数で対策本部を設置する又はしないと判断するのではなく、負傷者がいなかった場合でも、社会に影響を及ぼすような事故の場合もあり、内容により重大案件となる可能性があるため、注意する。</p>
事後の危機管理	継続的な心身のケア	<p>◆心身のケア</p> <p>○心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。</p> <p>○事故による影響で、児童生徒の心身の不安定な状態を招く場合が想定されるため、学校内のみならず、家庭での様子を確認できるよう保護者との連携、医療機関への相談などの対応がとれる体制を整えるようにする。</p> <p>○児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。</p>
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック

発行 令和3(2021)年3月

栃木県教育委員会事務局学校安全課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

TEL 028-623-2964 FAX 028-623-2956